

第3 調査の結果

1 ホームページのバリアフリー化をめぐる動き等

(1) ホームページのバリアフリー化をめぐる動き

インターネットは、情報社会の発展とともに急速に普及し、総務省の「平成20年通信利用動向調査報告書」ではインターネット利用率は75.3%（資料1参照）となっている。また、インターネット上にあるホームページは、外出が困難な高齢者及び障がい者、紙媒体の活字情報が取得しにくい視覚障がい者にとっても、幅広い情報を取得できる重要な情報入手の手段となっており、視覚障がい者におけるインターネットの利用率をみると、平成11年の21.6%（郵政省「障害者アンケート」）から15年には69.7%（総務省情報通信政策研究所「障害のある方々のインターネット等の利用に関する調査報告書」）まで増加している。

ホームページのバリアフリー化の重要性が高まる中、次のとおり国の機関のホームページにおいてもバリアフリー化を図ることとされた。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）（資料5参照）第19条第2項においては、「国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない」とされている。

また、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成16年11月12日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）（資料4参照。再掲）において、「高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえ、各府省は、コンテンツを同規格に沿ったものとするため、必要な修正及び作成を行う」とされている。さらに、「電子政府推進計画」（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成20年12月25日一部改定）においては、各府省は、「ウェブコンテンツに関する高齢者・障害者等配慮設計指針（日本工業規格 JIS X 8341-3）」を踏まえたホームページの作成等を進め、すべての人々にとって利用しやすく、分かりやすい行政情報の電子的提供に努めることとされている。

なお、アメリカ合衆国においても「リハビリテーション法」（1973 Rehabilitation Act）の第508条において、連邦政府や関連する組織は、購入するすべての情報通信機器はアクセシビリティを配慮したものにしなければならないとされているなど、国際的にもホームページのバリアフリー化が進められている。

(2) 利用者等の意見

調査を始めるに当たっては、実際に音声読み上げソフト等の支援技術を用いてホームページを利用している障がい者等にどのような場合に不具合を感じるかなどの意見を聴取した。その結果、次のような意見が寄せられた。（意見の詳細については、資料8を参照）

- ① 視覚障がい者は、これまで点字化を待たなければ情報を得られない状況に置かれていたが、支援技術の発達とインターネットの広まりによって、能動的かつリアルタイムに情報を得られる環境となり、インターネットの利用による情報の入手は、自立心を高める大きなモチベーションとなっている。
- ② 視覚障がい者が音声読み上げソフト等を用いた場合に、読み上げ順序に問題があっても、その

こと自体を問題として認識できない。制作者が音声読み上げソフトを用いるなどして読み上げ順序を確認する必要がある。

- ③ 視覚障がい者が利用する場合は、全体構造をイメージできれば比較的早く情報にたどり着けるようになる。サイトマップや見出しの設定が重要である。
- ④ 音声読み上げソフトには、見出しのみを読み上げてページを効率的に読み上げる機能等が付いている。しかし、見出しが設定されていないウェブページは、この機能が使えないため、目的の情報を探すのに時間がかかる。
- ⑤ ウェブページの左側に常に表示されるメニュー部分等が多い場合、ウェブページを切り替えるごとに同じ内容が常に読み上げられるため、目的の情報に到達するまでに時間を要する場合がある。メニュー部分等を読み飛ばせるようにすることが望ましい。
- ⑥ 近年増えてきた FLASH コンテンツには、代替テキストが設定されていないケースが多いため、使いにくいと感じる事例が多い。

2 日本工業規格（JIS X 8341-3:2004）の概要

(1) JIS X 8341-3:2004 の制定目的及び適用領域

JIS X 8341-3:2004 は、主に高齢者、障がいのある人及び一時的な障がいのある人が、情報通信における機器、ソフトウェア及びサービスを利用するときの情報アクセシビリティ（注1）を確保し、向上させることを目的として、平成16年6月20日に制定された。

工業標準化法（昭和24年法律第185号）第67条では、国及び地方公共団体は、鉱工業に関する技術上の基準を定めるとき、その買入れる鉱工業品に関する仕様を定めるときは、日本工業規格を尊重してこれをしなければならないとされている。また、JIS X 8341-3:2004 の解説文書においても、同規格の第一義的な対象となる領域を公共分野とし、政府、地方自治体を始めとする公共的分野におけるウェブコンテンツは、同規格を用いることにより幅広い人々に情報へのアクセスを保証すべきであるとされている。

(注) 1 情報アクセシビリティ

高齢者・障がい者が、情報通信機器、ソフトウェア及びサービスを支障なく操作又は利用できる機能。

2 ウェブコンテンツ

利用者がウェブブラウザなどを用いてアクセスするあらゆる情報、サービス。

(2) JIS X 8341-3:2004 の要件

JIS X 8341-3:2004 に規定されている要件は、「必須要件」（・・・しなければならない）と「推奨要件」（・・・することが望ましい）に分かれている。

当省が日本規格協会情報技術標準化研究センターにヒアリングした結果によると、必須要件か推奨要件かは、原案作成の際に制作者、利用者、中立の者の3者で協議して定められており、その中で「中小企業を含む幅広い企業で対応することが可能か否か」、「高齢者・障がい者等にとって支障が大きいかどうか」、「技術的に実現可能か否か」など様々な視点で協議が行われている。

協議の結果、ホームページを制作する上で最低限対応すべき事項が必須要件とされ、よりバリアフリー化するために対応することが望ましい事項が推奨要件とされた。

(3) JIS X 8341-3:2004 の一般的原則

JIS X 8341-3:2004 の「4. 一般原則」では、ウェブコンテンツの情報アクセシビリティを確保し、向上させるための基本方針及び基本的要件並びに推奨要件が定められている。

ア 基本方針 (JIS 4.1)

基本方針では、ウェブコンテンツの関係者が配慮すべき事項として、利用者（高齢者・障がい者の操作・利用）、利用環境（できるだけ多くの情報通信機器等での操作・利用）、制作過程（企画から運用に至るプロセスでの情報アクセシビリティの配慮）が挙げられている。

- ウェブコンテンツの情報アクセシビリティを確保し、向上させるための基本方針を次に示す。
- a) ウェブコンテンツを企画・制作するときに、可能な限り高齢者・障害者が操作又は利用できるよう配慮する。
 - b) ウェブコンテンツは、できるだけ多くの情報通信機器、表示装置の画面解像度及びサイズ、ウェブブラウザ及びバージョンで、操作又は利用できるように配慮する。
 - c) ウェブコンテンツの企画から運用に至るプロセスで情報アクセシビリティを常に確保し、更に向上するよう配慮する。

(注) JIS X 8341-3:2004 による。

イ 基本的要件 (JIS 4.2)

基本的要件では、ウェブコンテンツの制作の際に視覚障がい者、聴覚障がい者、身体障がい者、色覚障がい者、高齢者等の多様な身体特性に対応するための要件が定められている。

- ウェブコンテンツの情報アクセシビリティを確保し、向上させるための基本的要件を次に示す。次に規定する多様な身体特性に可能な限り対応できる。
- a) 視覚による情報入手が不自由な状態であっても、ウェブコンテンツを操作又は利用できる。
 - 1) 視覚を用いないで、ウェブコンテンツを操作又は利用できる。
 - 2) 視力が低い又は視野が狭い場合でも、ウェブコンテンツを操作又は利用できる。
 - 3) 色の識別が難しい又はできない場合でも、ウェブコンテンツを操作又は利用できる。
 - b) 聴覚による情報入手が不自由な状態であっても、ウェブコンテンツを操作又は利用できる。
 - c) 特定の身体部位だけを想定した入力方法に限定しないで、多様な身体部位で、ウェブコンテンツを操作又は利用できる。
 - 1) 任意の片手でもウェブコンテンツを操作又は利用できる。
 - 2) 手、足、指又は義肢の限定された動きだけでも、ウェブコンテンツを操作又は利用できる。
 - d) 身体の安全を害することなく、ウェブコンテンツを操作又は利用できる。

(注) JIS X 8341-3:2004 による。

ウ 推奨要件 (JIS 4.3)

推奨要件では、ウェブコンテンツ利用者の身体特性に限らず、利用環境が異なる場合や不慣れな場合でも、利用できるようすることが望ましい要件が定められている。

ウェブコンテンツの情報アクセシビリティを確保し、向上させるための推奨要件を次に示す。
a) 認知及び記憶への過度な負担をかけずに、ウェブコンテンツを操作又は利用できる。
b) 利用する情報通信機器及び利用環境を限定せずに、多様な環境でも、ウェブコンテンツを操作又は利用できる。
c) 情報通信機器及びウェブブラウザの操作及び利用に不慣れな利用者でもウェブコンテンツを操作又は利用できる。

(注) JIS X 8341-3:2004 による。

(4) 開発及び制作に関する個別要件及び情報アクセシビリティの確保・向上に関する全般的要件

JIS X 8341-3:2004 の「5. 開発及び制作に関する個別要件」及び「6. 情報アクセシビリティの確保・向上に関する全般的要件」では、「4. 一般的原則」で規定した一般的原則を守るために必要な要件が規定されている。当調査では、これらの要件への対応状況を調査した。

ア 開発及び制作に関する個別要件

JIS X 8341-3:2004 の「5. 開発及び制作に関する個別要件」では、ウェブコンテンツの開発・制作において配慮すべき技術的な要件が規定されており、高齢者・障がい者に配慮するための具体的な項目が定められている。

当該要件は、表 1 のとおり、9 要件 39 項目で構成されており、更に各項目は「必須項目」及び「推奨項目」の 2 つに区分されている。

表 1 開発及び制作に関する個別要件

JIS 要件番号	要件区分	項目数		
		必須項目	推奨項目	計
5.1	規格及び仕様	1	1	2
5.2	構造及び表示スタイル	3	4	7
5.3	操作及び入力	4	5	9
5.4	非テキスト情報	4	1	5
5.5	色及び形	2	1	3
5.6	文字	1	2	3
5.7	音	0	2	2
5.8	速度	1	1	2
5.9	言語	2	4	6
計		18	21	39

(注) JIS X 8341-3:2004 に基づき当省が作成した。

イ 情報アクセシビリティの確保・向上に関する全般的要件

JIS X 8341-3:2004 の「6. 情報アクセシビリティの確保・向上に関する全般的要件」では、企画から保守運用までの全般的なプロセスにおいて配慮すべき個別的な要件が規定されている。当該項目は、表 2 のとおり、全 5 要件で構成されており、すべて必須項目とされている。

表 2 情報アクセシビリティの確保・向上に関する全般的要件

JIS 要件番号	要件区分
6.1	企画・制作に関する要件
6.2	保守及び運用に関する要件
6.3	検証に関する要件
6.4	フィードバックに関する要件
6.5	サポートに関する要件

(注) JIS X 8341-3:2004 に基づき当省が作成した。

(5) JIS X 8341-3:2004 の改正の動き

平成 16 年に制定された JIS X 8341-3:2004 は、工業標準化法第 15 条に基づき、その改正が進められており、次のような主な改正事項が検討されている。

- ア 事実上の国際標準となっている WCAG2.0 (注) と一致した達成等級の採用
- イ WCAG2.0 の基準の採用。例えば、文字と背景色のコントラスト比の数値と計算式の明記
- ウ 目標とする達成等級に適合しているか否かを評価するための試験方法の明記

(注) WCAG 2.0 (Web Content Accessibility Guidelines 2.0)

ウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン 2.0。平成 20 年にワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム (W3C。ウェブで用いられる技術の開発と標準化を行う国際団体) が作成したホームページのバリアフリー化に関する国際的なガイドライン。